

一八八〇年代教育史研究の課題

荒井 明夫

一

一八八〇年代教育史研究会は、当初、森有礼文政の研究を目的として、二〇〇一年九月の準備会を経て、二〇〇二年二月に正式発足した。研究会を呼びかけた故中野実の構想は、森有礼文政の評価を、先行研究のように森有礼の教育思想ないし教育政策構想としてではなく、一八八〇年代全体の教育政策の展開史、およびその展開を大きな要因とする中央―地域を貫く地殻変動の中に位置付けようとするものであった。そして先行研究が、史料学的に限界に挑みながら新たな史料発見を成し得ていない現状を直視し、アプローチの視角を変えることで状況打開を模索した。

中野が構想したアプローチは、組織する研究会を、狭い意味での教育史研究の専門家ではなく政治史・経済史などその門戸を大きく隣接諸領域の若手研究者に広げることにあった。全国各地の大学アーカイブス設立支援に奔走していた中野ならではの人脈を活かしたことはいうまでもない。そして、その研究会を民主的

に運営し徹底的に議論し研究会会員の叡知を結集すること、史料的な限界が予想される研究分野は新たな視点・アプローチが求められるだけに、このことが決定的に重要だと考えていた。死去の一カ月前の打ち合わせで、中野は「吾員が発表する例会」「独り言をつぶやくようなニューズレターの発行」を研究会に遺言の如く残し、そして逝った。

研究会は、中野の遺言にしたがい研究を着々と蓄積してきた。そして今、我々の研究交流を促進しさらなる成果をあげ、広く成果を問いたいと考え、『一八八〇年代教育史研究年報』創刊号を刊行した。

一一

研究会発足後の、我々の研究の足跡を記し、当面の課題を確認しておきたい。

第一に、先行研究が描く通史の批判である。つまり、一八七二

年の学制とその後の破綻、七九年の教育令と翌年の第二次教育令を「朝令暮改」「教育政策の動揺」として捉え、八六年森文政による「朝令暮改」「教育政策の動揺」として捉え、八六年森文政によつて公教育制度が確立した、という土屋忠雄に代表される時期区分への批判である。大雑把に言えば、八六年の森文政の登場を境に、それ以前を近代日本公教育制度成立過程、以後をその確立と捉える日本教育史時期区分の通説に対する疑問・問題提起である(ちなみに『日本近代教育百年史』ははじめ各府県教育史もほぼこの時期区分である)。

第二に、一八八〇年代全体を通じた教育政策展開史の分析考察である。そこには主として二つの側面がある。一つは初等教育政策の展開である。八〇年代初頭、第二次教育令(八〇年)と小学校教員心得(八一年)の発令、さらにそれらに集中的に表現された教育行政の中央集権化(学校設置に関する地方官の権限強化・文部省の示す基準に従つた教則を編成する権限を地方官に集中、教員および学務委員の地方官任命制への転換、公教育における私学の抑圧など)である。修身を軸とした学校への、いわゆる困い込みが始まり日本の教育に占める学校の役割が決定的となる端緒が開かれた。もう一つは、中等・高等教育ないしは専門教育の発展と統合である。七〇年代後半に登場した東京大学をはじめ高等教育・専門教育機関が各地に設立され、八〇年代後半には様々な高等教育・専門教育構想が登場し結果として統合され、それらは次第にピラミッド型学校体系の一環を担うようになる。そして

九〇年代に入ると「帝国大学体制」(中野実)を構築するまでに至る。

このように一八八〇年代全体を通じた教育政策展開史は、主として前半期に初等教育政策において就学を強制しその教育行政は中央集権的に展開され、主として後半期に中等教育・専門教育機関の整理統合として、中央・地方を貫く機軸として展開し、九〇年代の天皇制国家体制成立とリンクしていく。

七〇年代は国家ビジョンにおいても教育政策の方向性においても模索期であつた。それが九〇年代に大日本帝国憲法により天皇制国家が成立するまでに至つた、その過程として八〇年代を位置付け問い直し、その実像を明らかにする、これが八〇年代教育史研究の大きな課題である。

二二

上記二において記したことを、とりわけ中等・高等教育の問題でやや具体的に補足しておきたい。

森文政の大きな特徴の一つである八六年勅令第一五号中学校令の特徴は、①高等教育機関への進学と実業に就くものための中学校であるとする二つの教育目標の併置、②中学校を尋常・高等に分化、③尋常中学校の地方税支弁を一県一中学校に限定および町村立中学校の廃止、④中学校教育内容に関する文部大臣権限

の強化である。これらの特徴はどれも学制以降の中等教育政策とりわけ八〇年第一次教育令および中学校教則大綱以降展開された中等教育政策と八四年の中学校通則で示された緊縮財政下の中等教育財政政策の、最も特徴的な部分を集大成したものと確認しうる。要するに、八六年中学校令の要点は、八〇年代中等教育政策の中にすでに示され、それらを集大成する形で発令された。この点を立証するためには、中学校令制定に関する詳細な分析が必要となるが、残念ながら史料論証は不可能である。ここでは重要な史料を二点示しておきたい。

まず最初は「官報」に公示された「中学校条例制定委員」である。倉沢剛『教育令の研究』が伝えるように、一八八五年の七月から八月にかけて「小学校条例制定委員」「中学校条例制定委員」「師範学校条例制定委員」が設置される。この委員会がどのような役割を果たしたのか、現段階では不明である。だが、少なくとも直前に迫った内閣制度の成立及び憲法の発布と議会開設に向け、一八八〇年代に試行錯誤の中で構想された教育制度の全面改革が政策的課題となっていたことだけは確かである。

第二は広島県立福山誠之館編『誠之館百三十年史十卷』が伝える福山教育義会関係資料の「一八五年七月三日付記録」である。

文部省ニテ近々中学条例相廢シ、中学校ハ一県一中学ト相成べく内議有之候由聞込有之、左候得ハ福山中学ハ不遠廢セラ

ル可キニ付、今日ヨリ分離シテ維持ノ計画ヲ立ツルニ若カスト云フニ在リ

この史料の重要さは、地方税支弁尋常中学校が一県一中学校になるという中学校令の骨格部分(具体的には第六条)が既に八五年七月段階で策定されていた、という事実である。既に指摘した「中学校条例制定委員」の動きを示すものと思われるだけにこの史料も注目されるべきである。しかしながら、現段階ではこの史料と「中学校条例制定委員会」の活動を繋げる史料は存在しない。したがってあくまでも時期が重なる点のみで推測するしかない。だが、次の点だけは重要な仮説として提起できるのではないかと思われる。すなわち八六年中学校令の最も大きな特徴を規定する第六条の骨子が、発令九カ月前には出来上がっていたこと、である。事実、広島県福山地方では、この情報を確実なる情報と読んでいたようで、福山地方は旧藩主阿部正桓を中心に教育義会を組織し、県立中学校が一県一校になるとみて対応、八六年二月にはすでに諸学校通則第一条の適用を受けている。その動きは極めて迅速である。

要点を繰り返し整理すれば、地方税支弁に係る中学校は一県一校とする、という中学校令の骨子は、発令九カ月前、森有礼文相着任四カ月前に出来上がっていた。

そのことは、次のような中学校令の歴史的 성격に関する重要な

問題を提起している。

すなわち、一八八六年中学校令が従来解釈されていたように、森有礼初代文部大臣の発案・主導になるといっても、それ以前の教育政策の延長上に位置付くものとして解釈し直されるべきである。具体的に言えば、中学校令を支えた基本理念は、それ以前の二八七〇年代後半以降一八八〇年代前半にかけての政府が展開した中等教育政策の集約であり、直接的には一八八五年第三次教育令(八五年八月)とほぼ同時期に原案が作成されたのではないか、だとするならば同教育令に象徴される経費削減策の一環として中学校令は位置付くのではないか、という点である(但し、この点に関しては既に林竹二が森文政を「経済主義」と規定しており、森文政の歴史的位位置付けこそ問題になる)。

これらの考察を総合する中で、従来の研究・通説に対して、根本的な問題提起が可能となる。すなわち、第一に、八六年の諸学校令による教育改革が森有礼文部大臣のイニシアチブで強力に進められたという評価に対して、少なくとも中等教育改革に関する限りでいえば、八六年改革をそれ以前の改革との連続性において捉える必要があること。第二に、したがって、八六年中学校令と森有礼文相の中等教育改革構想との関係を再検証する必要があること。なぜならば、森有礼文相の中等教育構想と八六年中学校令には一定の距離があり得たからである。第三に、より大きくいえば、森文政期の諸学校令により実現した諸制度と森有礼文相

の教育思想・構想との関係も検討されねばならない。

要するに、森有礼文相の教育思想・構想と八六年諸学校令との関係、さらに実現した公教育制度との関係という、微妙に重なりつつ腑分けされうる課題を厳密に検討する課題が重要となるのである(拙稿「山口高等中学校の性格と歴史的役割」『地方教育史研究』第三号。拙稿「第一部解題」(中野実『近代日本大学制度の成立』所収)参照。

四

研究会は、当面の研究課題を高等中学校研究に集中している。八〇年代教育史研究における高等中学校研究の意味をまとめたい。

明治維新以後、国家社会の殖産興業・富国強兵を担うエリート育成は、国家にとつての焦眉の課題であった。エリートの育成のための不可欠な要件は、門閥(したがって士族層)ではなく、語学と実学を教育内容として修得することであった。それゆえ、ネイション・ワイドでの人材吸収・育成が制度的にも必要とされた。

七〇年代前半の廢藩置縣の断行と文部省の設置、中央官庁におけるエリート育成機関の相次ぐ設置はその嚆矢であったが、学校体系未成立の中、ネイション・ワイドでの「人材吸収ネットワーク

ク」を基盤にしたエリート育成機能ではなかった。八〇代になると、エリート育成機能が大きく変化する。小学校が不十分ながらも地域に普及し、中学校が「正格化」政策により整備され、「人材吸収ネットワーク」の基盤が徐々に形成されていく。また代言人・教員・医師などの専門教育機関が各地に設立された。

他方中央ではエリート養成機関の文部省移管や東京大学との合併など、一元化の方向性が強まっていく。同時に「人材吸収ネットワーク」を構築する諸条件が八〇年代に成立する。松方デフレにおいて地方財政は逼迫し、「官立」ないし「府県立」学校卒業者に対して社会的優遇諸措置が実現していく。厳しい財政状況下各府県は、中学校や師範学校の統廃合や財政重点投資、医学学校などの専門教育機関の「府県連立」を構想していく。こうした八〇年代の流れの中、森有礼文相期の八六年に、「国家ノ須要」に応じた学問を教授しエリート育成を独占する帝国大学と、普通教育と専門教育の二つの性格を合わせもつ高等中学校が登場した。高等中学校は八六年四月の勅令第一五号中学校令で規定されて登場した。高等中学校は設置区域が指定され、第一高等中学校が東京、以下仙台、大阪（直ぐに京都）、金沢、熊本に設置された。さらに諸学校通則に基づき山口高等中学校と鹿児島高等中学校士館の、計七校が設置された。高等中学校はまた専門「学部」を設置した。高等中学校の教育機能は帝国大学への進学準備機関であると同時に専門教育機関でもあった。

高等中学校は、上記のように非常に複雑な性格を有していたと言わざるを得ないにも関わらず、先行研究は、高等中学校に対する政策・制度構想史的位置付け及び各学校別の実証的分析を欠かされたまま帝国大学の進学準備機関としての性格のみを指摘（内田礼『明治期学制改革の研究』、寛田知義『旧制高等学校教育の研究』など）しており、これが今日まで通説となっている。

すなわち、従来の先行研究における高等中学校の評価は、いずれも高等中学校成立後の同校の社会的機能から考察した評価であつて、高等中学校が構想された経緯・成立過程・学校が当該地域に設立された経過・そこでの教育内容・人材配分機能など実証的な考察を経た研究とはいえない。我々の研究を対置させるためには八〇年代の中央―地方における専門・高等教育機関の発展・整理・統廃合の研究視点が必要でありここに高等中学校研究捉え直しの意義があるといえよう。

以上、本稿では「二八八〇年代教育史研究会」が発足以降追求してきた研究課題・対象をやや詳しくまとめ、当面の高等中学校研究の目的を整理した。ここで述べた研究課題を大きく進展させるべく、研究会の総力を挙げて本『研究年報』をここに刊行した。研究発展のために読者諸氏の御批判を頂戴できれば幸いである。

（二八八〇年代教育史研究会 代表